

## びわこ成蹊スポーツ大学人を対象とする研究に関する倫理規程

平成22年3月23日

制定

改正 平成24年1月25日

令和4年3月15日

令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、びわこ成蹊スポーツ大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る行動規範に基づき、本学の教職員、大学院生及び学生等が行う人を直接対象とした研究並びにこれらの研究結果の公表（以下「研究」という。）を行う場合において、個人の尊厳及び人権の尊重等の倫理的配慮を図るために必要な事項を定めるものとする。

(研究の基本原則)

第2条 前条の研究を行おうとする教職員、大学院生及び学生等は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究の対象となる個人（以下「対象者」という。）の尊厳及び人権を尊重して科学研究を実施すること。
- (2) 対象者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報を保護すること。
- (3) 対象者に研究の目的及び方法を説明し、理解を求めた上で、対象者から原則として文書により同意を得ること。対象者が未成年者等で、本人の同意を確認することが困難な場合においては、保護者等の代諾者から原則として文書により同意を得ること。また、調査研究の場合は、調査への協力依頼文に基づく自発的的回答をもって同意とみなすことができる。
- (4) 研究の安全性が十分に確保されていること。
- (5) 調査によって得られた知見は、対象者に知見の概要を報告するとともに、対象者の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で出版物等による成果公表に努めるものとする。

(人を対象とする生命科学・医学系研究)

第3条 人を対象とする生命科学・医学系研究を行うに当たっては、別に定める「びわこ成蹊スポーツ大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」によるものとする。

(研究の審査)

第4条 本学の教職員、大学院生及び学生等が人を直接対象とした研究を行う場合、事前に書類を作成し、審査を受けなければならない。

(審査組織)

第5条 学長は、前条の審査の申し出があった場合、研究倫理審査委員会を開催し、審査を行う。

2 研究倫理審査委員会に関する事項は、別に定める。

3 学生の人を対象とする研究における倫理審査については、第1項の規定にかかわらず、別に定めるガイドラインによるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月25日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。